

- ・ 地域コミュニティ活性化ビジョン
- ・ 市民参加推進計画
- ・ 区基本計画

の統合について

令和 7 年 7 月 7 日

地域コミュニティ活性化推進審議会資料

現行計画(ビジョン)の構成

地域コミュニティ 活性化ビジョン

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」の下、地域住民が行う地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を推進することにより、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指す、分野別計画。

現行計画（ビジョン）では、基本指針として、「一人一人の多様性を踏まえた誰もが参加しやすい地域づくり」、「多様な地域の特性に即した地域活動の推進」、「多様な主体の連携・協働の促進」の3つを掲げ、取組を推進。

市民参加推進計画

「京都市市民参加推進条例」の下、市民の市政への参加と市民による自主的なまちづくりに向けて、多様な参加の機会を確保することにより、本市と市民とのパートナーシップに基づく市政の推進を図り、豊かで活力ある地域社会の実現を目指す、分野別計画。

現行計画では、重視する視点として、「学びや信頼を育む対話の推進」、「次世代につながる市民参加の裾野の拡大」、「協働による課題解決への挑戦」を掲げ、取組を推進。

区基本計画

現京都市基本構想を支える、全市的観点から取り組む「京都市基本期計画」と相互に補完する地域別計画として策定するもの。

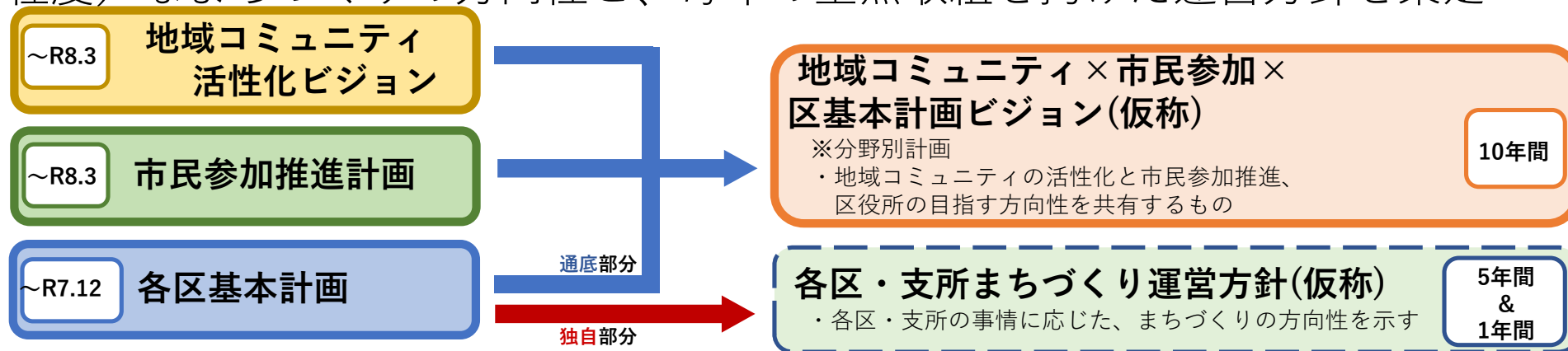
現行計画では、各区ごとに地域特性等を踏まえて計画を策定し、取組を推進。

新ビジョンの構成(概要)

◎ 地域コミュニティ活性化ビジョン、市民参加推進計画、区基本計画の統合

地域コミュニティ活性化ビジョン、市民参加推進計画、各区基本計画の通底部分を統合し、新たに「地域コミュニティ×市民参加×区基本計画ビジョン（仮称）」を策定

- 👉 多様なコミュニティの結節点となり、その活性化を図ることを区・支所業務共通の根幹に据える
- 👉 区・支所職員一人一人が目の前の業務を通じて、市民のまちづくり活動への参加や地域コミュニティ活性化にまで視野を広げる
- 👉 地域特性に応じた区独自のまちづくりの部分については、中期的（5年間程度）なまちづくりの方向性と、毎年の重点取組を掲げた運営方針を策定



市民参加推進計画について

◆ 第3期市民参加推進計画（令和3年度～令和7年度）の構成



第3期市民参加推進計画の構成

<参考> 現行の第3期市民参加推進計画における

「目指す未来像」、「目指す地域社会の姿」、「重視する視点」について

◆ 目指す未来像

参加と協働により、豊かで活力のある地域社会の実現

◆ 目指す地域社会の姿

京都に関わるあらゆる主体が、まちづくりにおけるそれぞれの役割を積極的に果たすとともに、相互に信頼し、対等の立場で知恵と力を出し合い、これまでの役割の範囲を超えて連携し、支え合い、挑戦している。

包摂的で持続可能な協働のまちづくりや、地域コミュニティの活性化が進み、その成果をみんなで共有し、実感している。

◆ 重視する視点

1 「学び」や「信頼」をはぐくむ対話の推進

あらゆる主体が、つながり、共に行動し、持続・発展するには、各主体が対等の立場で、安心して対話することにより、情報を共有し、共に学び合い、信頼し合えるようにします。

2 次世代につながる市民参加の裾野の拡大

多様な市民一人一人が、一歩踏み出し、主体的に取り組めるよう、子ども・若者をはじめ、より多くの方が市民参加しやすい仕組みづくりやきっかけづくり、学ぶ機会の創出など、次世代につながる、市民参加の裾野を更に広げていけるようにします。

3 協働による課題解決の挑戦

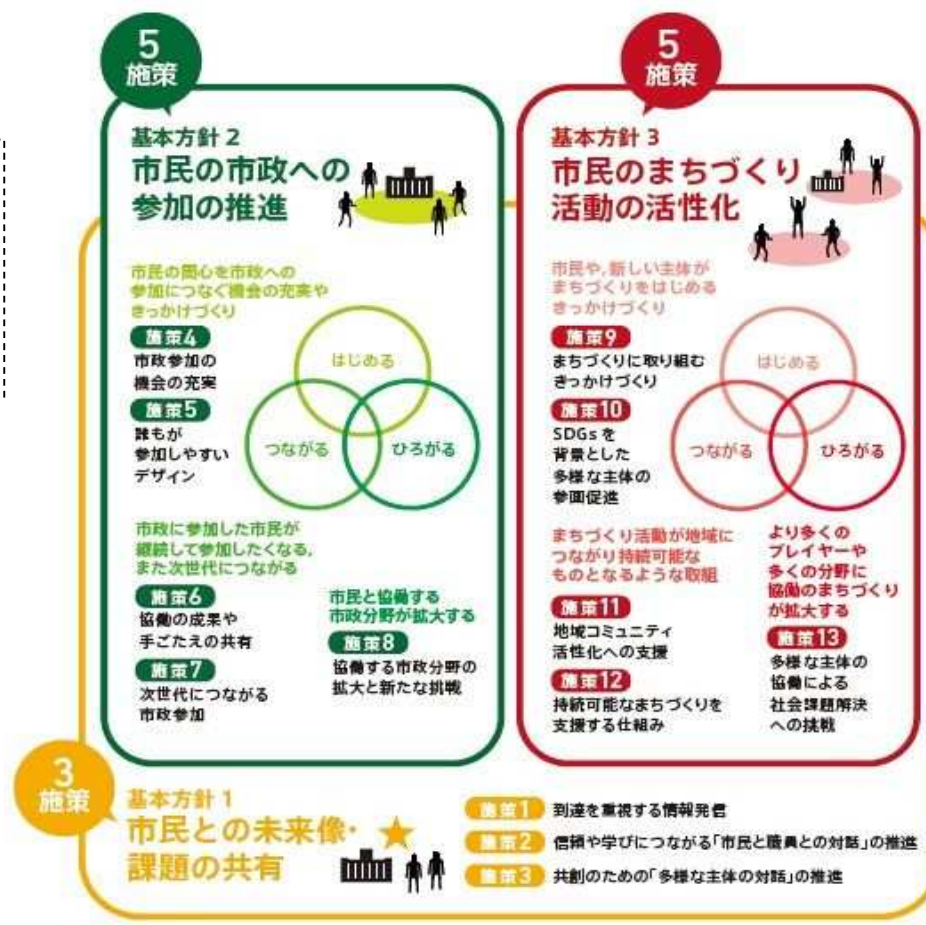
多様化、複雑化する課題の解決に向けて、課題も含めて行政の情報をオープンにし、組織や立場、分野や世代を超えて、多様な主体が参加し、知恵と力を結集し、協働して実践する、挑戦できる仕組みをつくりまします。

第3期市民参加推進計画の構成

<参考> 現行の第3期市民参加推進計画における「基本方針」、「施策」について

◆ 市民参加とは

市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。
(京都市市民参加推進条例第1条(抜粋))



第3期市民参加推進計画の構成

基本方針	施策	
① 市民との未来像・課題の共有	施策 1	到達を重視する情報発信
	施策 2	信頼や学びにつながる「市民と職員との「対話」の推進
	施策 3	共創のための「多様な主体の対話」の推進
② 市民の市政への参加の推進	施策 4	市政参加の機会の充実
	施策 5	誰もが参加しやすいデザイン
	施策 6	協働の成果や手ごたえの共有
	施策 7	次世代につながる市政参加
	施策 8	協働する市政分野の拡大と新たな挑戦
③ 市民のまちづくり活動の活性化	施策 9	まちづくりに取り組むきっかけづくり
	施策 10	SDGsを背景とした多様な主体の参加促進
	施策 11	地域コミュニティ活性化への支援
	施策 12	持続可能なまちづくりを支援する仕組み
	施策 13	多様な主体の協働による社会課題解決への挑戦

地域コミュニティ活性化ビジョン

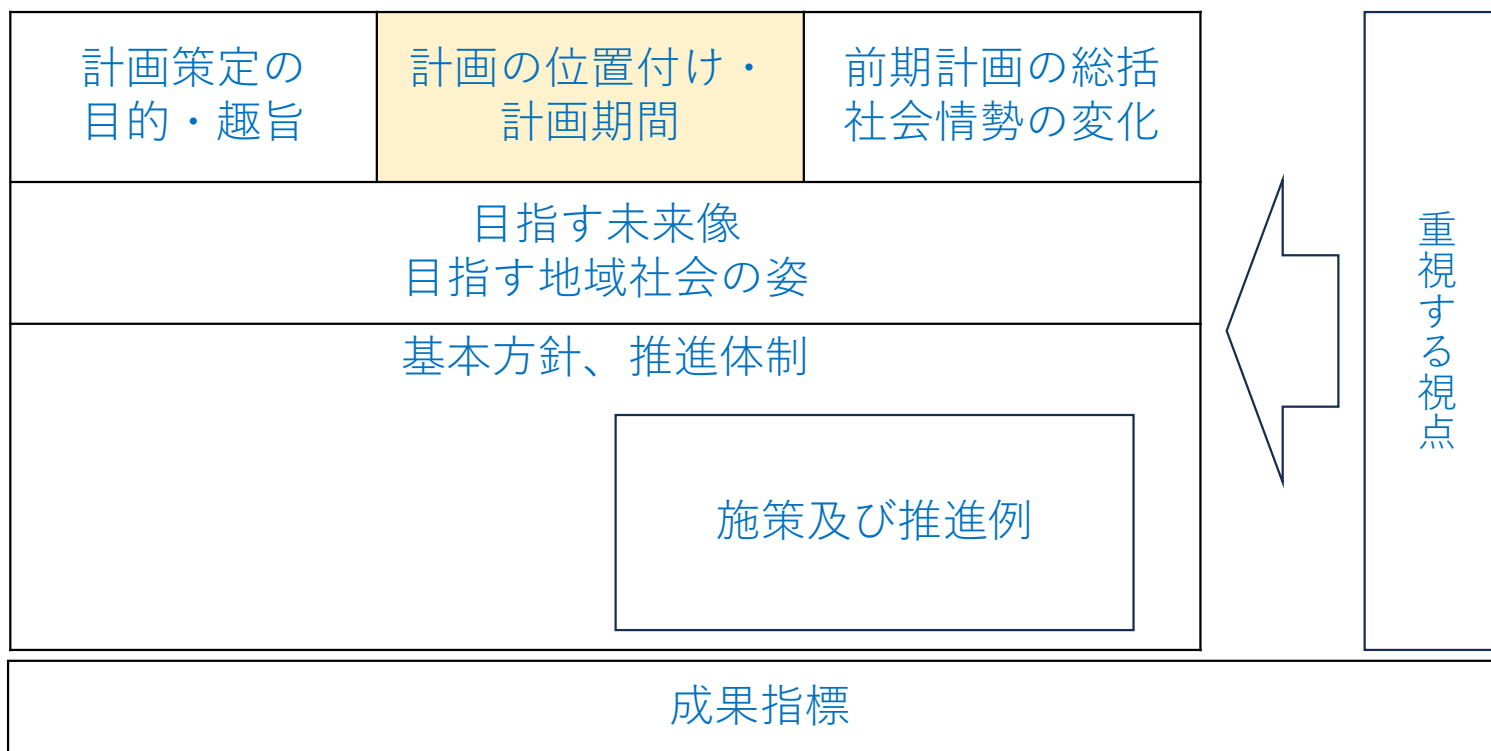
- ◆ 基本指針 1
一人一人の多様性を踏まえた誰もが参加しやすい地域づくり
 - ・ 推進項目 1
住民同士のつながりづくり
 - ・ 推進項目 2
地域活動への住民の参加促進
- ◆ 基本方針 2
多様な地域の特性に即した地域活動の推進
 - ・ 推進項目 3
地域団体による地域課題の把握・解決
 - ・ 推進項目 4
地域団体の持続可能な運営支援
- ◆ 基本方針 3
多様な主体の連携・協働の促進
 - ・ 推進項目 5
市民活動団体等と地域団体との連携

計画に係るフォーラムでの議論の状況

【第3期市民参加推進計画ベースのイメージ】



・・・令和6年度に議論・確認済み



未議論の箇所（白色部分）をフォーラム会議で順に議論

区基本計画(現行)について

◎ 位置づけ

各区・支所の特性や課題を踏まえ、区の将来の姿や目指すべき方向性を、区民と行政が共有するために策定したもの

◎ 内容

各区ごとに区民まちづくり会議において議論の上、各区の実情を踏まえ、将来像やテーマ、重点戦略などを策定

◎ 各区に共通する目標や方針等

大項目	記載例
安心安全な暮らし	災害に強いまちづくり、治安、交通安全 など
地域コミュニティ、健康で活力ある暮らし	地域交流の促進、つながり・支え合い、誰一人取り残さない、多様性、生きがい など
子ども・若者	子育て・学び環境の充実、次世代の育成、地域ぐるみでの支え合い など
地域資源の継承、振興	文化の継承、産業・観光の振興、自然との共生、都市基盤の充実 など

◎ 計画推進に向けて

対話、連携、協働、ネットワークの構築 など

区役所の取組の方向性(R7～)

組織・制度の垣根を越えた むすび・つなぐ体制の構築

- ◎京都市地域コミュニティHubの設置
- ◎重層的支援体制の推進
- ◎区基本計画と地域コミュニティ活性化ビジョンの統合

踏み込んだ組織間の連携
のゆとりを創出

地域資源を活用した
つながり・支え合い
の創出

まちづくり・地
域づくりの伴走
支援

現場の第一線を担う 体制の充実

- ◎まちづくり・地域づくりにおいて積極的に
地域ニーズ等を把握する体制の構築
- ◎保健福祉センターにおける個別支援体制の充実
- ◎戸籍法の一部改正に伴う氏名の振り仮名対応
体制の構築

互いにつながり、支え合い、
生きがいを持って活躍できるまち

組織の垣根を低くする
コミュニケーション環境
を整備

スマート区役所の推進

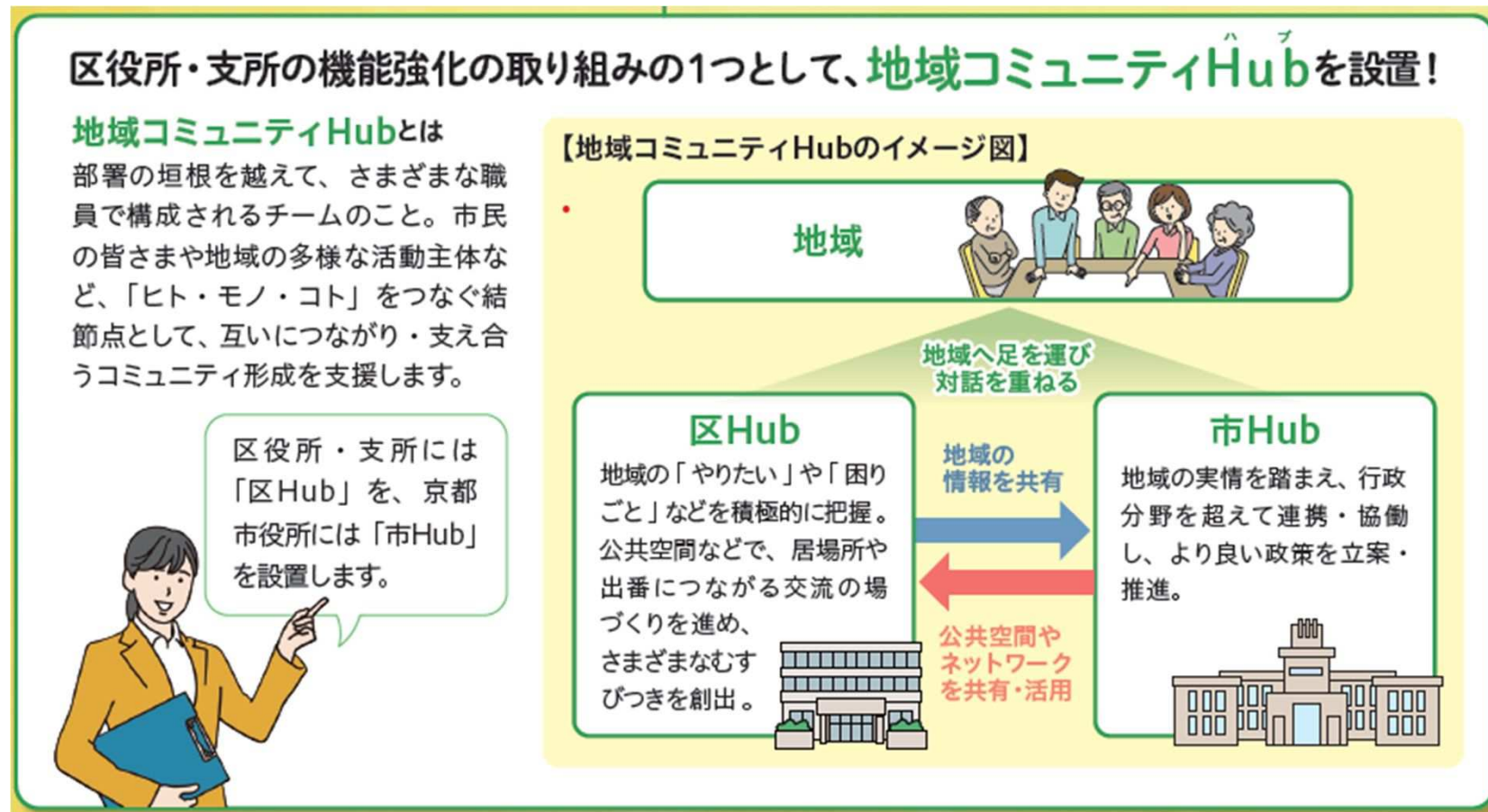
- ◎システム標準化を契機とした窓口DX、◎フロントヤード改革の推進、
- ◎市民の利便性向上に資するワンストップ化を見据えた環境構築、◎発券機の更新による待たない窓口の充実、
- ◎郵送による職務上請求へのキャッシュレス決済の導入、◎自動音声応答電話サービスの区・支所代表電話等への本格導入検討、◎行政業務LANの無線化、◎区・支所庁舎スペースの活用

デジタルデバйд対策を
はじめとする地域のデジ
タル化支援

業務のデジタル化等
により真に職員が担
うべき業務にマンパ
ワーを振り向ける

区役所の取組の方向性(R7～)

- ◎ 組織・制度の垣根を越えたむすび・つなぐ体制の構築
- ◎ 京都市地域コミュニティHubの設置（R7.4～）



(参考)その他関係の深い分野別計画など

京・地域福祉推進 指針

世代や分野を超えて、全ての人々や団体が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる社会（地域共生社会）を目指すもの。

「互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと過ごせている」「多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組が推進されている」「困難な課題をみんなで受け止め、重層的な支援が展開されている」の3つを掲げ、取組を推進。

はぐくみプラン

誰一人取り残さず、全ての子ども・若者が、「京都ならではの」文化に触れながら、社会全体で愛され、見守られ育つとともに、将来への希望を持って社会参画し成長することで、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちの実現を目指すもの。

「子どもや若者にやさしい社会・まち」「意見を伝えること・きくこと」「ここにいたいと思える居場所づくり」「京都ならではの伝統体験」「いろんな悩みを解決するしくみづくり」の5つの目標を推進（やさしい版より）

新たな区政創生

社会環境の変化や、区の役割拡充、住民自治の強化を趣旨とする地方自治法の改正（平成26年）が行われたことを踏まえ、策定したもの。

スマート区役所 構想

区役所が市民に最も身近な行政機関としての役割を果たし、市民に行政サービス上での利便性を感じていただけるよう、区役所業務のデジタル化に向けた取組を加速し、時代に応じてしなやかに進化する区役所を目指して、令和3年度に策定